

## 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」等の改正について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、現在公表している「スチュワードシップ責任を果たすための方針」および「一般勘定の議決権行使への取組みについて」を2020年4月1日付で改正し、これまで一般勘定と特別勘定それぞれに設定していた議決権行使に係るルールを統一することとしましたのでお知らせします。

当社は、今後も「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、投資先企業の企業価値向上を促すことで、機関投資家としての責任を果たしてまいります。

### 1. 改正のポイント

#### (1) 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」

- ・ 議決権行使に係るルール統一に伴う改正

#### (2) 「議決権行使への取組みについて」

- ① 現行の「一般勘定の議決権行使への取組みについて」を改称し、一般勘定および特別勘定の保有銘柄に共通して適用（※1）

#### ア. 以下の判断基準を追加

項目	追加内容
少数株主利益の保護	親会社等を有する上場会社について、独立役員届出者が1/3未満の場合、代表取締役の選任議案に原則反対 ※経過措置として、2021年4月1日から適用予定
社外役員の独立性判断基準	社外取締役・監査役の独立性判断基準について、以下を追加（東証一・二部、名証一・二部上場企業） ・ 取引所への届出（予定を含む）を必須化 ・ 過去5年以内に持株比率10%以上の大株主における業務執行者でないこと ※経過措置として、一般勘定保有銘柄には2021年4月1日から適用予定

（※1）適用のイメージは別紙1ご参照

イ. 以下の判断基準を変更（「要精査企業（※2）」の要件を変更。経過措置はなし）

項目	変更内容
低ROE	5期連続「3%未満」から「5%未満」に変更
株主還元不十分	・配当性向30%を望ましい水準として記載 ・「自己資本比率50%以上・配当性向3期連続15%未満」との要件に変更はないが、「直近期総還元性向30%以上の場合」は対象外とする旨を追記
業績不振（赤字）	3期連続して営業・経常・当期純利益の「いずれも」を「いずれか」に変更
不祥事等	コンプライアンスに限らず、コーポレートガバナンスの態勢・機能上の問題にも対象を拡大

（※2）株主利益の向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられ、すべての議案について精査の対象とする企業

②「特別勘定の議決権行使への取組みについて」

- ・議決権行使に係る当社ルール統一に伴い廃止

2. 改正の背景

- ・当社は、2014年5月のスチュワードシップ・コード受け入れ表明以降、投資先企業との対話や議決権行使等のスチュワードシップ活動を推進するとともに、議決権行使結果の個別開示や反対理由開示等による情報開示の拡充を行なう等、活動の高度化に取り組み
- ・今般、2019年1月に署名した国連責任投資原則（PRI）や、今春改訂予定のスチュワードシップ・コード等に対応し、スチュワードシップ活動の実効性向上による責任投資態勢の高度化をするため、本改正等を行なうもの
- ・なお、本改正と併せ、4月1日付で責任投資の専門部署である「責任投資推進室」を新たに設置し、調査研究・企画・推進機能を強化

なお、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」・「議決権行使への取組みについて」の詳細は、別紙2・別紙3をご参照ください。

■掲載ホームページのURL

<https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/index.html#id01>

以上

## 統一基準の適用イメージ

適用される議決権行使の判断基準			
	一般勘定保有銘柄	共通保有銘柄	特別勘定のみ保有銘柄
これまで	「一般勘定の議決権行使への取組みについて」	〔両方の基準を適用〕 (※1)	「特別勘定の議決権行使への取組みについて」
2020年4月以降	経過措置①(※2) 経過措置②(※2)	「議決権行使への取組みについて」 (統一基準)	経過措置①(※2)
2021年4月以降			

(※1) 一般勘定保有分は「一般勘定の議決権行使への取組みについて」を、特別勘定保有分は「特別勘定の議決権行使への取組みについて」を適用

(※2) 経過措置（各項目の内容は本文ご参照）

	項目	対象	本格適用
①	少数株主利益の保護	すべての保有銘柄	2021年4月から
②	社外役員の独立性判断基準	一般勘定保有銘柄	2021年4月から

## スチュワードシップ責任を果たすための方針

明治安田生命保険相互会社

## 1. 目的

本方針は、当社がスチュワードシップ責任を果たすための基本的な事項を定め、責任ある機関投資家として適切に行動する姿勢を明確にすることを目的としています。

## 2. 基本的な考え方

当社では、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識のうえ、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方として、株式投資を行なっています。その中で投資先企業との対話等を通じて、投資先企業の企業価値が最大となるよう促すことで、機関投資家としての責任を果たします。

## 3. 具体的取組み

## (1) 投資先企業の状況の把握

当社は、対話および議決権行使を適切に行なうため、投資先企業の状況について定量面および定性面からの確かつ継続的に把握します。

## (2) 対話

当社は、機関投資家としての長期的な責任を果たすためには、投資先企業との対話を行ない、投資先企業の企業価値ならびに当社の株主利益を最大化することに努めることが重要と認識しています。したがって、当社は、長期的な視点から、投資先企業の持続的成長への取組みやコーポレートガバナンスの態勢等について対話を行ない、投資先企業との認識の共有に努めます。この過程で、課題のある企業には改善を求めます。

また、当社は、投資先企業との対話の内容を記録・管理し、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を行ないます。

なお、当社は、投資先企業との対話において、未公表の重要事実を受領することは企図していません。万一、受領した場合は、法令および社内規程に基づき、速やかに売買中止措置等の必要な措置を講じます。

## (3) 議決権行使

議決権行使については、当社ルールに則り、以下の考え方のもと、適切に対応します。また、当社ルールを改正する場合は、監査委員会において、その適切性について検証します。

- ・経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益の向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な

対話、および株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。

- ・株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があるかと判断される議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- ・詳細は「[議決権行使への取組みについて](#)」をご参照ください。

#### (4) 定期的な報告等

本方針の実施状況については、当社ホームページにおいて定期的に関示します。詳細は「[スチュワードシップ活動の状況について](#)」をご参照ください。

#### (5) スチュワードシップ活動の充実に向けた取組み

[社内に設置する委員会](#)において、対話や議決権行使の状況をモニタリングし、適切性について定期的に検証しています。この結果をふまえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」や「[議決権行使への取組みについて](#)」についても適宜見直します。

こうした取組みに加え、投資先企業との対話の実効性向上など、スチュワードシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者から受けること等により、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、態勢の整備・高度化に努めます。

#### (6) 利益相反管理

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる場合は、お客さまの利益を第一として行動します。お客さまの利益が不当に害されることを未然に防止するため、別に定める「[グループ利益相反管理基本方針](#)」に則り、適切に管理します。

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる局面としては、「議決権行使内容の決定を条件に保険商品の購入等をさせる場合、または、保険商品の購入等を条件に議決権行使内容を決定する場合」を想定していますが、議決権行使の賛否判断のプロセスは資産運用部門で完結しています。

また、監査委員会において、利益相反管理の視点から、議決権行使結果の検証を行うことで、利益相反の防止に努めます。

以上

## 議決権行使への取組みについて

明治安田生命保険相互会社

### 1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

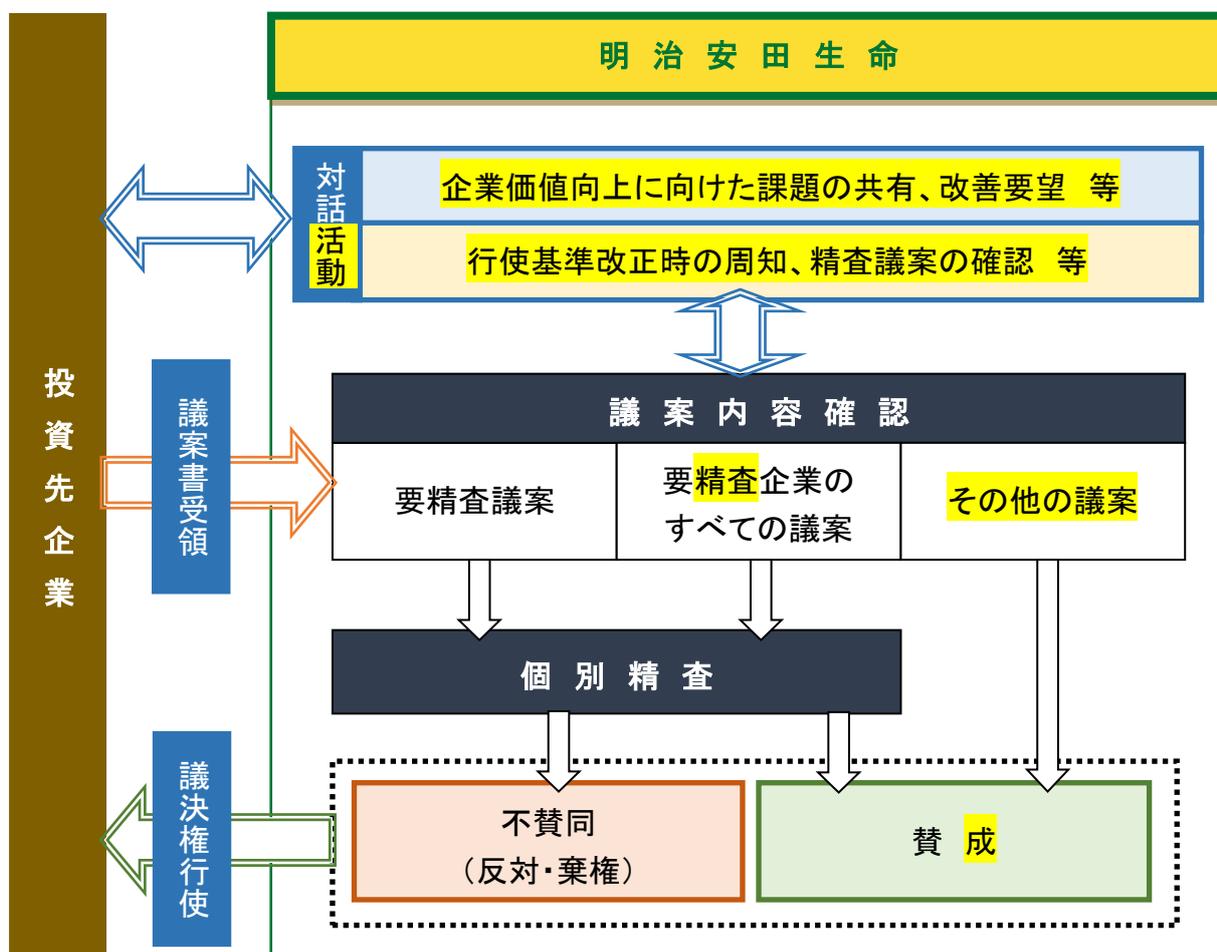
- 当社は投資先企業に、長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンスが十分機能した経営の遂行を求めます。
- 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話や株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があるかと判断される議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- 特に「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉」が対象とする国内上場株式については、対話活動により確認した内容などをふまえて議決権行使を行ないます。

## 2. 議決権行使のプロセス

個別議案の議決権行使にあたっては、前項の基本方針に従い、当社のルールに基づいて実施します。

- (1) 投資先企業すべての議案内容を確認して精査を要する議案(後述3. 参照)を選定するとともに、企業業績・財務状況の推移、株主への利益還元姿勢、コンプライアンス態勢等に問題があると考えられる企業(後述4. 参照)については、「要精査企業」として全議案の精査を行ないます。
- (2) 精査を行なう議案については、必要に応じて問題の背景や今後の対応等について、企業との対話を実施します。
- (3) 上記のプロセスを経たうえで、対話活動により確認した内容や企業の改善に向けた取組みの状況などもふまえながら、最終的な賛否判断を行ないます(下記イメージ図参照)。

《議決権行使プロセス(イメージ)》



### 3. 「要精査議案」について

当社では、すべての議案につき適切な議決権行使を行なうことを前提としますが、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案や株主利益を毀損する可能性があるとして判断された議案については、「要精査議案」として内容を精査のうえ賛否を判断します。主な要精査議案および各議案における賛否の判断基準は以下のとおりです。なお、判断基準のうち下線箇所については、後述のとおり本格適用前期間を設定しています。

#### ≪国内上場株式に係る主な要精査議案および賛否の判断基準≫

議案名	判断基準
(1)取締役選任	<p>＜原則代表取締役への反対を検討＞</p> <p>ア. <u>在任役員含め独立社外取締役(※1)が1名以上選任されているか。東証一部・二部、名証一部・二部上場企業において、社外取締役が複数名選任されているか</u></p> <p>(※1)社外取締役については、以下の基準をすべて満たす場合に独立性ありと判断</p> <p>a. <u>金融商品取引所へ独立役員としての届出がある、または届出の予定があること</u></p> <p>b. <u>過去5年以内に持株比率10%以上の株主における業務執行者でないこと</u></p> <p>イ. <u>親会社等を有する会社(※2)において、金融商品取引所へ独立役員としての届出がある、または届出の予定がある社外取締役を取締役総数の1/3以上選任しているか</u></p> <p>(※2)持株比率50%以上の株主を有する企業(招集通知に親会社がある旨の記載がある場合、役員候補者の個別注記に「当該候補者が所属する会社は親会社等に該当する」旨の記載がある場合を含む)</p> <p>＜取締役個別に反対を検討＞</p> <p>ウ. <u>金融商品取引所へ独立役員としての届出がある、または届出の予定がある社外取締役について、過去5年以内に持株比率10%以上の株主における業務執行者ではないか</u></p> <p>エ. <u>再任となる社外取締役の前事業年度の取締役会への出席率が一定比率(75%)を下回っていないか。また、監査等委員(監査委員)である社外取締役については、前事業年度の監査等(監査)委員会における出席率が一定比率(75%)を下回っていないか</u></p>

議案名	判断基準
(2) 監査役選任	<p>&lt;候補者筆頭の監査役への反対を検討&gt;</p> <p>ア. 在任役員含め独立社外監査役(※)が1名以上選任されているか</p> <p>(※)社外監査役については、以下の基準をすべて満たす場合に独立性ありと判断</p> <p>a. 金融商品取引所へ独立役員としての届出がある、または届出の予定があること</p> <p>b. 過去5年以内に持株比率10%以上の株主における業務執行者でないこと</p> <p>&lt;監査役個別に反対を検討&gt;</p> <p>イ. 金融商品取引所へ独立役員としての届出がある、または届出の予定がある社外監査役について、過去5年以内に持株比率10%以上の株主における業務執行者ではないか</p> <p>ウ. 再任となる社外監査役の前事業年度の取締役会および監査役会への出席率が一定比率(75%)を下回っていないか</p>
(3) 退職慰労金・弔慰金贈呈	<p>ア. 社外監査役が贈呈対象者に含まれていないか</p> <p>※退職慰労金・弔慰金制度廃止に伴う打切り支給は原則賛成</p>
(4) 募集株式の発行、株式第三者割当による増資	<p>ア. 発行価格が公正な価格であるか</p> <p>イ. 大量発行による過度な株式価値希釈化の恐れはないか</p>
(5) 合併、事業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、株式分割	<p>ア. 合併比率、譲渡価額、割当比率、移転比率等につき中立的な第三者による算定根拠が示されているか</p>
(6) ストックオプション	<p>ア. 権利行使価格が公正な価格であるか</p> <p>イ. 権利行使による過度な株式価値希釈化の恐れはないか(当該発行分が発行済株式総数の10%超、または、当該発行分が同3%超かつ累積で15%超ではないか)</p> <p>ウ. 付与対象者に監査役もしくは社外の第三者が含まれていないか</p>

議案名	判断基準
(7)業績連動型株式報酬	ア. 過度な株式価値希釈化の恐れはないか(当該付与分が発行済株式総数の10%超、または、当該付与分が同3%超かつ累積で15%超ではないか) イ. 付与対象者に監査役もしくは社外の第三者が含まれていないか
(8)買収防衛策導入・継続	ア. 買収防衛策導入・継続につき十分な説明があるか イ. 独立社外取締役(※)が複数名選任されているか <u>(※)社外取締役については、以下の基準をすべて満たす場合に独立性ありと判断</u> <u>a. 金融商品取引所へ独立役員としての届出がある、または届出の予定があること</u> <u>b. 過去5年以内に持株比率10%以上の株主における業務執行者でないこと</u> ウ. 一定の独立性を確保していると認められる者により構成される独立委員会(特別委員会)が設置されているか エ. 定期的に株主総会で継続是非を問う機会があるか オ. 買収者に割り当てられた新株予約権につき、企業側が金員等の経済的対価を交付して取得することはないか
(9)特定株主からの自己株式取得	ア. 取得価格が公正な価格であるか
(10)一般財団法人等に対する自己株式処分	ア. 過度な株式価値希釈化の恐れはないか(処分する株式数が発行済株式総数の3%超ではないか) イ. 処分される自己株式について、会社の意向が議決権行使に反映されないか
(11)株主提案	ア. 株主の利益が損なわれないかどうか

(本格適用前期間における取り扱い)

ア. すべての保有銘柄において、上表中の二重下線の判断基準については2021年4月1日より適用開始とします。

イ. 一般勘定で保有する銘柄において、上表中の下線の判断基準については2021年4月1日より適用開始とします。ただし、このうち「(1)取締役選任 ア.」、「(2)監査役選任 ア.」、「(8)買収防衛策導入・継続 イ.」については、2021年3月31日まで下表のとおり取り扱いとします。

<p>(1) 取締役選任 ア.</p>	<p>&lt;原則代表取締役への反対を検討&gt; 在任役員含め金融商品取引所へ独立役員としての届出がある(または、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす)社外取締役が1名以上選任されているか。東証一部・二部、名証一部・二部上場企業において、社外取締役が複数名選任されているか</p>
<p>(2) 監査役選任 ア.</p>	<p>&lt;候補者筆頭の監査役への反対を検討&gt; 在任役員含め金融商品取引所へ独立役員としての届出がある(または、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす)社外監査役が1名以上選任されているか</p>
<p>(8) 買収防衛策導入・継続 イ.</p>	<p>金融商品取引所へ独立役員としての届出がある(または、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす)社外取締役が複数名選任されているか</p>

#### 4. 「要精査企業」について

当社では、株主利益の向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、要精査企業としてすべての議案について精査を行いません。

《要精査とする企業の事例と主な議案への対応方針》

要精査企業	主な議案への対応方針
<p>(1) 上場企業のうち5期連続で資本効率(ROE)が5%を下回り、かつ過去5年間の株価騰落率が東証株価指数および東証業種別株価指数の騰落率を50ポイント超下回る企業</p>	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期(6年以上)にわたる再任候補者がいる場合、ROE目標設定の有無や改善に向けた取組み等を確認し、今後の改善の見通しなどをふまえて賛否を判断 イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>

要精査企業	主な議案への対応方針
<p>(2) 上場企業のうち株主還元が不十分とみなされる企業 (自己資本比率が50%以上、かつ配当性向が3期連続で15%を下回っている企業。ただし、直近期の総還元性向が30%以上の場合を除く)</p>	<p>ア. 配当性向については、30%以上を望ましい水準としています</p> <p>イ. 【剰余金処分議案】については、資金使途、自社株買いの状況、ROE水準などをふまえて賛否を判断 (剰余金処分議案が付議されない場合は【取締役選任議案】を精査)</p> <p>ウ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>
<p>(3) 3期連続で無配となっている企業</p>	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期(6年以上)にわたる再任候補者がいる場合、業績改善や復配の見通しなどをふまえて賛否を判断</p> <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>
<p>(4) 3期連続して営業利益、経常利益、当期純利益のいずれかで赤字を計上するなど業績不振が継続している企業</p>	<p>ア. 【取締役選任議案】については、在任期間が長期(6年以上)にわたる再任候補者がいる場合、業績改善の見通しなどをふまえて賛否を判断</p> <p>イ. 以下議案は反対を検討 【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【買収防衛策】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>

要精査企業	主な議案への対応方針
<p>(5) 株式価値を毀損する法令違反や反社会的行為、<b>重大な人権問題・環境問題の発生などコーポレートガバナンスの態勢・機能</b>に問題があると考えられる企業</p>	<p>ア. 【取締役選任議案】、【監査役選任議案】については、以下の場合に反対を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①責任が重いと判断される人物が候補者である場合</li> <li>②監査役会設置会社における監査役の過半数が独立社外監査役でない場合</li> <li>③指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役の過半数が独立社外取締役でない場合</li> </ul> <p>イ. 以下議案は反対を検討</p> <p>【役員賞与】、【役員報酬の増額】、【退職慰労金贈呈】、【一般財団法人等に対する自己株式処分】</p>

## 5. 議決権行使結果の公表方針

- 議決権の行使結果については、議案の主な種類ごとの**集計開示**および投資先企業の各議案に投じた賛否の**個別開示(反対理由等を含む)**を、当社ホームページにおいて公表します。

以上